

高槻市学校教育情報セキュリティポリシー

第一章 高槻市学校教育情報セキュリティ基本方針
高槻市情報セキュリティ基本方針を準用しています。

令和 5 年 4 月

高槻市教育委員会

目次

序章 学校教育情報セキュリティポリシーの構成	1
第一章 高槻市学校教育情報セキュリティ基本方針.....	2
1 目的	2
2 用語の定義.....	2
3 学校教育情報セキュリティポリシーの位置付け.....	4
4 職員等の義務.....	4
5 情報セキュリティ管理体制	4
6 情報資産の分類.....	4
7 情報資産への脅威.....	5
8 情報セキュリティ対策.....	5
9 学校教育情報セキュリティポリシーの適用範囲	5
10 学校教育情報セキュリティ対策基準の策定.....	5
11 学校教育情報セキュリティ実施手順の策定.....	5
12 情報セキュリティ監査の実施.....	6
13 評価及び見直しの実施	6

序章 学校教育情報セキュリティポリシーの構成

学校教育情報セキュリティポリシーとは、高槻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び高槻市立小中学校（以下「学校」という。）が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称する。学校教育情報セキュリティポリシーは、学校教育に関して、教育委員会及び学校が所掌する情報資産に関する業務に携わる教育委員会の全ての職員及び学校の全ての教職員（非常勤及び会計年度任用職員を含む。）に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。一方では、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。しかしながら、学校は、地方公務員法及び教育公務員特例法に定める「服務」に服さない児童生徒が過半数を占める場所であり、かつ、児童生徒が、学習活動において日常的に情報システムにアクセスすることから、児童生徒も想定した情報セキュリティ対策を講ずる必要があり、行政事務を対象とする情報セキュリティポリシーの対策基準とは異なる部分がある。そのため、学校教育に関して、職員等及び児童生徒が、安心して学校においてICTを活用できるようにするために、学校における情報セキュリティ対策を目的として、高槻市情報セキュリティポリシーと範囲が異なる学校教育情報セキュリティポリシーが必要である。また、学校教育情報セキュリティポリシーは一定の普遍性を備えた部分（基本方針）と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（対策基準）に分けて構成する。

具体的には、学校を想定した学校教育情報セキュリティポリシーを、①学校教育情報セキュリティ基本方針及び②学校教育情報セキュリティ対策基準の2階層に分けて構成し、①学校教育情報セキュリティ基本方針は、教育委員会及び学校が所掌する情報資産においても、本市全体の基本方針と共通のものであるとの認識の上に立ち、高槻市情報セキュリティ基本方針を準用するものとする。また、学校教育情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム毎の具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として学校教育情報セキュリティ実施手順を策定する（下表参照）。

学校教育情報セキュリティポリシーの構成

文 書 名		内 容
高槻市学校教育情報セキュリティポリシー	高槻市学校教育情報セキュリティ基本方針	学校教育に関する、情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針。
	高槻市学校教育情報セキュリティ対策基準	学校教育に関する、学校を想定した情報セキュリティ基本方針を実行に移すための情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準。（非公開）
学校教育情報セキュリティ実施手順		情報システム毎に定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順。（非公開）

第一章 高槻市学校教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

教育委員会及び学校が学校教育で取り扱う情報には、職員等及び児童生徒の個人情報など、部外に漏洩等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが教育委員会及び学校に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

また、近年のいわゆるIT革命の進展により、教育行政及び学校教育のDXや自治体のDXの実現が期待されているところである。教育委員会及び学校がこれらに積極的に対応するためには、全てのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠な前提条件である。

この基本方針は、学校教育に関して、教育委員会及び学校の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会及び学校の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、学校教育情報セキュリティポリシーの対象、位置付け等を定めるものとする。

(注)：国際標準化機構(ISO)が定めるもの(ISO7498-2:1989)

機密性(confidentiality)：情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすること。

完全性(integrity)：情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること。

可用性(availability)：許可された利用者が必要なときにアクセスできることを確実にすること。

2 用語の定義

高槻市学校教育情報セキュリティポリシーにおける用語の定義は、それぞれ下表に定めるところによる。

■機密性による情報資産の分類

用語	定義
DX	デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術の活用を通じて、デジタル化が進む高度な将来市場においても新たな付加価値を生み出せるよう将来のビジネスや組織を変革することをいう。
ICT	情報通信技術のことをいう。
ID(操作者識別コード)	利用者を識別するために、一人ひとりに割り振られた文字列のことをいう。通常、パスワードと一緒に入力し、正規の利用者であることを示すために使う。
SaaS	Software as a Service。ソフトウェアやアプリケーションの機能をサービスとしてネットワーク経由で利用する形態をいう。
アクセス	情報システム等を介して、情報の書き込みや読み出しを行うことをいう。
アプリケーションソフト	文書や表を作成するなどの作業をコンピュータ上で、効率的に行うことを目的に作成されたプログラムのことをいう。
ウイルスチェック	コンピュータウイルスを検出・駆除・隔離することをいう。
ウェブページ	インターネット上にある情報提供サービスで一般的にホームページといわれているものをいう。
学習系サーバ	学習系情報を取り扱うサーバのことをいう。
学習系システム	学習系情報にアクセス可能なネットワーク、学習系サーバ、学習者用端末及び指導者用端末から構成される学習系情報を取り扱うシステムのことをいう。

学習系情報	児童生徒のワークシート、作品など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に教員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報のことをいう。
学習者用端末	学習系情報にアクセス可能な端末で、児童生徒が利用する端末のことをいう。
管理者権限	情報システム等の稼動条件を設定・変更する権限のことをいう。
基本方針	高槻市学校教育情報セキュリティ基本方針をいう。
教育ネットワーク	校務系システム及び学習系システムのネットワークを合わせた総称。
教員	学校の教員（非常勤及び会計年度任用職員を含む。）をいう。
教職員	学校の教職員（非常勤及び会計年度任用職員を含む。）をいう。
クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するものをいう。これまで機材の購入やシステムの構築、管理などにかかるとされていた様々な手間や時間の削減をはじめとして、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがあるといわれている。
校務系サーバ	校務系情報を取り扱うサーバのことをいう。
校務系システム	校務系情報にアクセス可能なネットワーク、校務系サーバ、ホームページ運用サーバ及び校務用端末から構成される校務系情報を取り扱うシステムのことをいう。
校務系情報	児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報及び保護者メールや学校ホームページ等インターネット接続を前提とした校務で利用される情報のことをいう。
コンピュータウイルス	正常なシステムの動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラムの一のことをいう。
実施手順	各情報システム等の運用管理要綱等に定められた、対策基準に基づく具体的な情報セキュリティ対策の手順をいう。
情報資産	ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係るデータをはじめとしたネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。
情報システム	教育委員会及び学校が所掌する業務において利用する、電子計算機（ハードウェア及びソフトウェア）、記録媒体及び通信機器等で構成され、一体となって処理を行う仕組みをいう。
情報システム等	基本方針で定められたネットワーク及び情報システムをいう。
情報セキュリティ	情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。
職員等	教育委員会事務局の職員及び学校の教職員（非常勤及び会計年度任用職員を含む。）をいう。
セキュリティポリシー	高槻市学校教育情報セキュリティ基本方針及び高槻市学校教育情報セキュリティ対策基準をいう。

対策基準	高槻市学校教育情報セキュリティ対策基準をいう。
端末	情報システム等に接続された利用者が操作するパソコン等の情報機器をいう。
データ	情報システムの処理の対象となる情報のこと。(入出力に係る紙媒体に記録された情報を含む。)
電磁的記録媒体	サーバ装置、端末、通信回線装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と、USB メモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R、磁気テープ等の外部電磁的記録媒体のことをいう。
特定用途機器	ネットワーク接続の機能を備えたテレビ会議システム、IP 電話システム、ネットワークカメラシステム等をいう。
ネットワーク	教育委員会及び学校を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。
不正アクセス	正規の利用権限を持たない人が、不正に利用権限を取得し、コンピュータを利用すること、あるいは試みることをいう。
プロトコル(通信手順)	ネットワークを介してコンピュータ同士が通信を行う上で、相互に決められた約束事のことをいう。
マルチテナント	SaaS 等で、機材やソフトウェア、データベースなどを複数の企業で共有できるような設計、構造となっているビジネスモデルのことをいう。
無害化通信	メール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がないこと等、安全が確保された通信のことをいう。
ログ	コンピュータの利用状況やデータ通信等の記録のことをいう。
ログイン	そのコンピュータを操作可能な状態にすることをいう。

3 学校教育情報セキュリティポリシーの位置付け

学校教育情報セキュリティポリシーは、学校教育に関して、教育委員会及び学校が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、教育委員会及び学校を想定した情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

4 職員等の義務

学校教育に関して、教育委員会及び学校が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員等及び部外受託者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに業務の遂行に当たって関係法令及び学校教育情報セキュリティポリシー及び学校教育情報セキュリティ実施手順を遵守する義務を負うものとする。

5 情報セキュリティ管理体制

教育委員会及び学校の学校教育に関する情報資産について、所属長及び学校長以上が率先して情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。

6 情報資産の分類

情報資産をその内容に応じて分類し、その重要性に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

7 情報資産への脅威

学校教育情報セキュリティポリシーを策定するうえで、情報資産に対する脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

- (1) 部外者による故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難等
- (2) 職員等及び部外受託者等による意図しない操作、故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難及び規定外の端末接続によるデータ漏洩等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障によるサービス及び業務の停止
- (4) クラウドサービスのサービス遅延や停止、回線障害等の外部サービスに依存した情報システムを利用した業務の停止

8 情報セキュリティ対策

上記7で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 物理的セキュリティ対策
情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講ずる。
- (2) 人的セキュリティ対策
情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員等に学校教育情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。
- (3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策
情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、アクセス記録の監視、学校教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等、それぞれの運用面の対策を講ずる。また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずる。

9 学校教育情報セキュリティポリシーの適用範囲

学校教育情報セキュリティポリシーの適用範囲は、教育委員会及び学校が利用する学校教育に関するシステム等とする。

10 学校教育情報セキュリティ対策基準の策定

教育委員会及び学校の様々な情報資産について、上記8の情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した学校教育情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

11 学校教育情報セキュリティ実施手順の策定

学校教育情報セキュリティ対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、個々の情報資産の対策手順等をそれぞれ定めていく必要がある。そのため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する学校教育情報セキュリティ対策基準の基本的な要件に基づき、所属長及び学校長等が所掌する情報資産の学校教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、『高槻市学校教育情報セキュリティ対策基準』及び『学校教育情報セキュリティ実施手順』は、公にすることにより高槻市の行政運営等に重大な支障を及ぼす恐れのある情報であることから原則として公開しないものとする。

12 情報セキュリティ監査の実施

学校教育情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査する体制を整え、実施する。

13 評価及び見直しの実施

情報セキュリティ監査の結果等により、学校教育情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、学校教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。